

**令和8年度 道市連携海外展開推進事業
(デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業(インド市場)) 委託業務
企画提案指示書**

1 目的

人口減少に伴う国内需要の減少を背景に、輸出の取組を強化する食関連企業が増加しており、他自治体においても様々な輸出拡大支援が実施されている。

当協議会においても、これまでASEAN諸国に加え、近年は欧州、米国等新たなエリアへの輸出拡大支援を実施しており、これらの市場へ参入する企業は年々増加傾向にある。また、日々変化する国際情勢によるカントリーリスクを鑑みても、複数の販路確保が重要であり、従前の輸出拡大支援先以外の新たなエリアに関する市場調査や現地での道産品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）のプロモーション等を継続的に実施するとともに、新規市場の開拓を目指すメーカーや飲食店、卸等を含む食関連事業者を支援するスキームを構築し、販路開拓に結び付けていく必要がある。

本業務では、世界最大の人口を有し、近年経済成長が著しいインド市場を有望かつ新たな販路拡大先として位置づける。インド市場の販路開拓に向けては、現時点では、現地への日本食の普及が限定的であることを踏まえ、例えば観光分野や映像・コンテンツ分野をはじめ、北海道・札幌の幅広い分野の魅力をインド国内に浸透させていくことが効果的であると考えられる。

そこで本業務では、デジタル技術を活用しながら、インド市場に関心を持つ食関連事業者等に対し、セミナー等の開催によりインド市場への理解を促すとともに、現地展示会への出展による商流の確保や、現地における道産品を含む北海道・札幌のプロモーション等を組み合わせることで、中長期的なインド市場の販路開拓につなげることを目的とするものである。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

4 対象国・地域

インド

5 委託業務の内容

道産品の販路開拓に向け、次の業務を実施すること。

(1) セミナーの開催

ア 実施内容

以下(ア)～(オ)及びイ・ウのとおり、講師を招へい若しくはオンラインにより、インドへの輸出希望、あるいは現地市場に関心がある食関連事業者等に対し、インド市場への理解を促し、今年度事業(下記5(2)現地展示会への出展及び(4)現地プロモーションの実施)参加への機運醸成を図るセミナーを開催すること。

なお、オンライン配信等を活用し、当該セミナーに現地参加できない事業者も視聴できるようにすること。

(ア) 実施時期

令和8年(2026年)7月～9月を予定(具体的な時期は委託者と契約後要調整)

(イ) 実施エリア

札幌市内

(ウ) 参加企業数

道内食関連事業者・その他インド市場に関心等がある事業者30社程度

(エ) 題目

以下の内容を盛り込むこと。そのほか、本事業目的の達成に資するテーマがあれば、理由とともに提案書に記載すること。

なお、一つの題目で複数のテーマを扱っても構わない。

a インドの概況

b 令和7年度道市連携海外展開推進事業(デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業(インド市場))の報告

- c 今年度事業（下記5（2）現地展示会への出展及び（4）現地プロモーションの実施）の説明

（オ）セミナー講師

インド在住者の場合は、オンラインでの実施を検討する。詳細は、提案内容をもとに契約後に委託者と協議の上、決定すること。

イ 参加企業の募集

募集は、道内の食関連事業者を中心に行うこととし、具体的な募集方法について記載すること。参加者は、食関連事業者を主たる対象とするが、インド市場そのものに関心がある事業者の参加も可とする。なお、参加者の半数程度は札幌市内の事業者を見込むものとする。

ウ アンケートの実施

セミナー終了後は、参加した事業者に対し、セミナー内容の評価や（2）の現地展示会や（4）の現地プロモーションへの参加希望等に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

（2）現地展示会への出展

ア 対象分野：道産品

イ 対象国：インド

ウ 時期：令和8年（2026年）9月～12月頃

エ 実施内容：

「北海道・札幌市ブース」として、対象国での現地展示商談会へ出展し、委託者と協議の上、次の事項を実施すること。

- ・現地バイヤー（EC関連含む）等への道産品のPR
- ・出展された道産品について現地バイヤー（EC関連含む）等との商談
- ・現地バイヤー（EC関連含む）等へのブース来場誘致
- ・来場した現地バイヤー（EC関連含む）等の情報収集
- ・サンプル品の輸送・展示等、出展に関すること
- ・商談に必要な通訳の手配、デジタル技術を活用した効果的な商品PR手法や現地バイヤー（EC関連含む）向け商品の開発支援（事前セミナーやレクチャーの実施）等、成約及び継続的な取引に向け、効果的な支援を行うこと
- ・展示商談会のすべての期間にわたって、管理・運営を行う責任者1名以上及び商談に必要な通訳員を配置すること

オ 回数等：

- ・実施回数：1回以上
- ・商談件数（面談者数単位）：のべ50件程度（展示会後に実施する商談件数も含む）

カ 参加企業、品目数：5社、10品目以上

キ 展示会例：委託者が想定する展示商談会は次のとおり（その他の展示会等の提案を妨げるものではない）

- ・Anuga Select India 2026：令和8年（2026年）9月29日～10月1日
- ・Annapoorna Inter Food：令和8年（2026年）12月9日～11日

ク 留意事項：現地展示商談会の選定については、出展時期により商談機会の設定に支障を来さないこと、企画提案指示書の内容を網羅した展示会等であること、出展ブースの運営を現地企業等に依頼する場合は事前に委託者と協議の場を設けること。

※上記実施内容は委託者と協議し決定すること。

※商談手法はオフライン開催を基本とするが、広く道内事業者が参加できるようなオンラインを活用することは可とする。

※本事業の実施に際しては、JETROが提供する情報や「Japan Street」事業等、貿易支援機関による情報やプラットフォームも活用して現地来場者の呼び込みに努めること。

※対象商品の募集案内及び招へいバイヤーの選定等は委託者と協議し、決定すること。

（3）参加企業への対応（展示商談会出展に係るフォローアップ実施）

ア 実施内容

（1）のセミナーに参加した事業者へのアンケートにおいて、現地展示会への参加を希望した事業者に対し、受託者との同行により現地渡航させるとともに、参加企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。（ア）～（イ）を踏まえ、提案書に具体的な支

援内容や経費補助の実施内容について記載すること。

(ア) 渡航企業数

4社程度（少なくとも2社）

(イ) 渡航支援の内容

- a 「(2) 現地展示会への出展」に、渡航した事業者が受託者とともに参加し、効果的な商談が実施できるよう、必要な支援を講じること。
- b 渡航する事業者からの求めに応じて、現地関係者とのマッチング、JETROとの面談等を行うこと。
- c そのほか、現地の小売店や日本食レストラン等の視察等、渡航した事業者のインド市場への輸出や現地への進出に資する取組を積極的に検討、提案すること。

(4) 現地プロモーションの実施

ア 実施内容

インド国内において、北海道・札幌の魅力を広めるためのプロモーションを実施すること。以下(ア)～(カ)及びイ・ウを加味し、提案書にプロモーションの開催場所及び実施回数、期間、具体的なプロモーション手法、選定商品の候補となる企業・販売商品について記載すること。また、その理由も合わせて記載すること。

(ア) 実施時期

令和8年(2026年)9月～12月頃を予定(具体的な時期は委託者と契約後要調整)

(イ) ターゲット層

富裕層をメインターゲットとする(その他、望ましいターゲットがあれば、理由とともに提案書に記載すること。)

(ウ) 実施エリア

ムンバイ(その他、望ましいエリアがあれば、理由とともに提案書に記載すること。)

(エ) 実施回数

1回程度を想定

(オ) プロモーション内容

- a 道産品、観光のプロモーションを行うこと。そのほか、北海道・札幌の魅力を広める上で望ましいプロモーション内容があれば、理由とともに提案書に記載すること。
- b プロモーション実施にあたっては、現地プロモーションの知見・実績のあるJETROの現地事務所や他の支援機関等との連携を積極的に検討すること。
- c ターゲット層への効果的なプロモーションとなるよう、例えば現地有名インフルエンサーの活用等の手法を積極的に検討すること。
- d その他、契約後、委託者からプロモーションの内容等について調整を依頼する可能性がある。

(カ) 参加者数

現地に少なくとも30～50名程度の参加者数を見込むものとする。

イ 食品の選定

(ア) プロモーションで使用する食品については、インドでの中長期的な販路開拓が見込めるかどうか、また、現地輸入規制等を確認のうえ、道内企業10社程度の商品を取りそろえること。

(イ) 商品は受託者が全量を買取ることとし、プロモーション実施にあたっては、受託者が輸出対応等を行うこと。

ウ 事業の検証

参加者等に対し、道産食品の評価を把握するための必要なアンケート、ヒアリング等を行うこと。

(5) 事業報告書の作成

(1) から(4)の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。

- ・事業報告書及び概要版事業報告書
- ・概要版はA4版10ページ程度(サマリー1枚、概要10枚以内)とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。また、対外的に公開・プレゼンテーションが可能な資料として整理すること。
- ・事業報告書の内容は、委託者と協議して決定すること。

- (6) 成果物の提出
以下の成果物を委託契約期間内に提出すること。
(4) の事業報告書及び概要版事業報告書（紙媒体（A4版）：5部、電子データ：1式）

- (7) その他
事業実施に当たっては、委託者と随時協議しながら進めること。

6 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

- カ 暴力団関係事業者等でないこと。

- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

- (イ) 市区町村税

- (ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

- (エ) 消費税及び地方消費税

- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務執行体制の適格性

- ア 執行体制

業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

- イ 積算の考え方

事業実施に必要な項目・費用を適切に見込んだ積算であるか。

- ウ 事業実施スケジュール

業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

- (2) 企画提案の適合性

- ア セミナーの開催

セミナーは、道内企業に対してインド市場への挑戦を喚起できる具体的かつ効果的な内容となっているか。また、より多くの事業者が参加できる工夫が示されているか。

- イ 現地展示会への出展

現地展示会への出展は、参加道内企業のニーズ及び参加道内企業の経験や希望に応じ効果的に商談を実施するほか、参加道内企業への対応（フォローアップ）を実施することで、現地バイヤー（EC関連含む）等との商流構築、ひいては道産品の輸出拡大に資する実効的かつ具体的な手法となっているか。

- ウ 現地プロモーションの実施

現地プロモーションは、食関連事業者等のPR、北海道・札幌の魅力を発信するに当たって、効果的かつ実践的な内容となっているか。

8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額（消費税を含む）

7,640千円

10 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

・道税（道が賦課徴収するものに限る。）

・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）

・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第34号様式））

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金保険法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年（2026年）6月29日（月）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局（札幌市経済観光局産業振興部産業振興課）

電話 011-211-2392

担当 堀内、河合

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式2）

(イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）

イ 提出部数

8部（表紙に提案者名を記載すること）

ウ 提出期限

令和8年（2026年）7月7日（火）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。事前に不参加を決定した場合は、6月29日（月）午後5時00分までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)エに同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えると
きには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。